

令和8年台風第25号に関する緊急要望

令和8年10月5日

千葉県市長会
千葉県町村会

令和 8 年台風第 2 5 号に関する緊急要望

令和 8 年台風第 2 5 号は、千葉県内に記録的な大雨や強風をもたらし、県内各地において、住家、道路、河川、農林水産業施設、商工業施設等に甚大な被害を及ぼしました。特に、印旛沼の決壊等に伴う広範囲に渡る冠水をはじめ、停電や断水、公共交通機関や道路の寸断など、その影響は多岐に渡っており、また、長期化する懸念もあります。

本県では、令和 8 年 8 月千葉豪雨においても記録的な豪雨により県内各地で甚大な被害が発生し、被災自治体において復旧・復興に全力で取り組んでいる中、今回の台風により、復旧途上にある地域が再び被災するなど、住民生活や地域経済に大きな影響が生じています。

被災自治体においては、住民の安全確保や生活再建、道路・河川等の応急復旧など、住民の生命と暮らしを守るための対応に全力を挙げているところですが、相次ぐ災害への対応により、財政的・人的負担は極めて大きなものとなっています。

ついては、被災者の一日も早い生活再建と被災地域の早期復旧・復興を実現するため、国において、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望いたします。

1 激甚災害への指定について（内閣府）

今回の災害について、県及び市町村で被害状況の把握・被害額の算定を進めていることから、国においても必要な調査・算定を迅速に進め、速やかに激甚災害に指定すること。

また、千葉豪雨による被災箇所の復旧を進めている中で、台風第 2 5 号によりさらなる被害が発生していることから、千葉豪雨による被害も含めた一連の指定とするとともに、対象についても、農地等の復旧事業に限定せず、道路、堤防等の公共土木施設、福祉施設など、実情を踏まえた包括的なものとする事。

2 災害救助法の見直しについて（内閣府）

災害や地域の実情に即した迅速かつ効果的な救助の実施に向けて、期間及び費用に関する制約の緩和並びに救助範囲の見直しを行

い、自治体による自主的・弾力的な運用を可能にすること。被服、寝具その他生活必需品の給与や住宅の応急修理について、限度額の範囲内で、現金支給も認めること。

3 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の見直しについて（内閣府）

応急修理に要する期間を短縮し、被災者の迅速な生活再建に資する制度とするため、現行の制度では対象外としている、被災者が業者に直接発注し、代金を支払い済みの応急修理についても、支援の対象とすること。

また、現行の制度では対象外としている、浸水等により破損したエアコンの室外機の修理について、夏季に記録的な酷暑が続く中、エアコンは、他の家電製品とは異なり熱中症対策に不可欠な生命維持装置としての性格を有するものであるため、応急修理の対象とすること。

4 公共土木施設の早期復旧について（国土交通省）

道路、河川、公園、砂防、急傾斜地、港湾、上下水道などの公共土木施設に甚大な被害が発生していることから、災害復旧事業等による早期復旧に向け、必要な財政支援及び技術支援を講じること。

特に、印旛沼堤防の決壊という未曾有の事態が発生し、周辺河川を含めて広範囲に渡る冠水などが発生したことから、このような事態が二度と繰り返されないよう、印旛沼が接続する利根川から東京湾に至る広いエリアでの抜本的な治水対策など、再発防止策の研究・検討、自治体への技術的な支援・助言を行うこと。

5 土砂災害に対する支援について（国土交通省）

今回の災害においては、予測を超える記録的な豪雨であったことから各地で多数の土砂災害が発生した。現状、民有地においては、土砂の撤去や斜面の安全確保に多額の費用を要するなど、当事者のみでは対応が困難な状況である。また、被災箇所を放置することにより、さらなる崩落などの二次被害が生じるおそれがある。

加えて、水路や道路側溝等にも大量の土砂が流入し、排水機能の低下等が生じており、撤去に多大な費用と労力を要している。

さらに、土砂の撤去に時間を要することから、応急修理に着手できず、その間応急住宅にも入れないなど、生活に困っている方に支援がいきわたらないケースが生じている。

被災者の生活再建と地域の復旧・復興を見据え、民有地における土砂災害についても、地域の実情に応じて柔軟に活用できる支援制度の充実及び財政支援の拡充を図ること。

6 災害発生時における土砂処分について（環境省）

千葉豪雨・台風第25号では、県内各所において土砂崩れが発生するなど、甚大な被害が発生している。

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例により、多数の土砂崩れ等が発生した災害時においても、被災箇所ごとに土壌分析を行う必要が生じることとなり、復旧作業に時間を要し、支障をきたしている。

については、生活環境の保全と災害復旧の両立を図るためにも、土壌汚染対策法の分析頻度を参考に、災害復旧時に限り仮置き場における一定規模ごとの土壌分析により、安全基準を確認することで処分場への受入れが可能であることの見解を示すなど、弾力的な運用が図られるような措置を講じること。

7 海岸に漂着した流木・ごみの撤去に対する支援について（国土交通省）

台風第25号に伴う強風や高波等により、県内各地の海岸に大量の流木や漂着ごみが打ち寄せられており、海岸の景観や環境を損なうとともに、海岸利用や観光、漁業等への影響も懸念されている。

これらの流木や漂着ごみの撤去には、多額の費用と人員を要することから、被災した市町村等の負担が大きくなっている。

については、台風等の自然災害により海岸に大量に漂着した流木やごみについて、海岸管理者及び市町村等が実施する回収、運搬及び

処分に要する費用に対し、十分な財政支援を講じるとともに、既存の災害関連制度について、対象要件の柔軟な運用を図るなど、迅速な撤去が可能となるよう必要な措置を講じること。

8 千葉―外房アクセスの早期確保に向けた国の緊急復旧支援について（国土交通省）

旧千葉外房有料道路（県道生実本納線）において、道路崩落等により通行止めとなり、未だ復旧には至っていない。

この路線は、千葉と外房地域を結ぶ重要な幹線道路であり、千葉・外房間のアクセスを早期に確保する必要があることから、1日も早い復旧に向けて、引き続き高度な技術力を有する国による緊急復旧支援を行うこと。

9 公共交通事業者への支援について（国土交通省）

地域住民の生活や観光振興に不可欠な鉄道等の公共交通が迅速、確実に復旧できるよう、支援措置を強化すること。

被災した鉄道事業者が国の復旧支援を受けるためには、当該事業者が赤字会社であることや、黒字会社であっても激甚災害等の大規模災害において、復旧費用が対象路線の年間収入以上であることなどの補助要件を満たす必要がある。特に、多くの地域鉄道事業者では、鉄道事業の赤字を他部門の収益でカバーすることで、地域の足としての社会的使命を維持している状況の中、近年頻発する自然災害に係る復旧費用が大きな負担となっており、事業の継続に影響を与えかねないことから、補助要件の緩和を行うこと。

また、大規模災害においては複数路線の運行に影響が及ぶほか、運休期間の長期化なども想定され、事業者による代替交通の確保が困難となることが考えられることから、代行バスやタクシー等の車両確保に対する支援を行うとともに、運行に要する経費について十分な財政支援を講じること。

10 被災した中小企業者等への支援について（経済産業省）

国の小規模事業者持続化補助金について、今回の災害による被害を対象とした災害支援枠を速やかに設けるとともに、中小企業者を

対象とした補助金の創設を含め、甚大な被害を受けた事業者が事業の再開・継続を断念することなく、早期復旧が進むよう、被災事業者の被害の程度に応じた柔軟かつ手厚い支援策を講じること。

11 被災した農林水産業者への支援について（農林水産省）

今回の災害においては、収穫した米の浸水や令和8年8月千葉豪雨の影響で収穫が遅れていた水稻の冠水、農地への土砂や流木の流入、露地野菜の種苗の流出や冠水、農林水産業施設や農業機械の水没等があり、農林水産業に深刻な被害が生じている。

このため、農林水産業の継続・再建に向け、激甚災害指定と同様に、令和8年梅雨前線豪雨、令和8年8月千葉豪雨、台風第25号等を一連の災害と捉え、産地緊急支援事業や農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）を発動するなど、被災した農林水産業者に対して、必要な支援措置を講じること。

加えて、被災した事業者や自治体の負担軽減に向け、認定農業者の農業経営改善計画の認定の有効期間を延長するなど、必要な措置を講じること。

12 林道の早期復旧について（農林水産省）

林道などの管理施設に甚大な被害が発生していることから、災害復旧事業等による早期復旧に向け、必要な財政支援及び技術支援を講じること。

13 特別交付税措置の拡充について（総務省）

道路・農業施設等といった公共施設の災害復旧事業のうち、国の事業（直轄・補助）に該当せず、かつ、災害復旧事業債や特別交付税（ルール分）にも該当しない一般財源所要額について、特殊財政需要での配分ではなく省令1号項目として算定することで、市町村負担を軽減すること。

また、今回の災害への対応により、被災自治体においては、これまでの災害対応を上回る職員の時間外勤務が発生し、多額の時間外勤務手当が生じていることから、災害対応に係る職員の時間外勤務手当について、特別交付税措置の対象とすること。

14 被災地域の学生等への修学支援について（文部科学省）

今回の台風により、J R内房線の一部区間において、線路や設備が大きく被災し、長期にわたる運休が見込まれている。同線は、高校生や大学生等の主要な通学手段となっているが、代替交通手段は限られており、通学時間の大幅な増加にとどまらず、登校自体が困難となるほか、場合によっては、下宿等の対応を余儀なくされるなど、修学や家計に深刻な影響を与えることが懸念されている。

このため、同線を利用して通学する学生等が学業の継続を断念することのないよう、高等学校、大学等の学校に対して、運休に伴う遅刻・欠席の取扱い、出席要件や単位認定、定期試験等について柔軟に対応するよう周知するとともに、オンライン授業の活用や入学選抜における受験機会の確保など、必要な配慮を行うよう要請すること。

加えて、代替交通の利用や下宿等に伴う経済的負担の増加により修学が困難とならないよう、実情に応じた支援措置を講じること。

令和 8 年 1 0 月 5 日

千葉県市長会長 成 田 市 長 小泉 一成

千葉県町村会長 横芝光町長 佐藤 晴彦